

# 委員長報告から

## 総務常任委員会

### 【先議分】

※質疑はありませんでした。

### 【後議分】

委員から、施設整備等に係る予算の繰越しについて、施設管理者との協議等に不測の日数を要したとのことだが、一番の原因は何かとの質疑があり、執行部から、代表的なものとしては、天草総合庁舎の保健所棟の整備において、工事の途中で当初の計画を変更して、1階と2階に配置する課を入れ替えるということが発生し、協議に時間を要したとの答弁がありました。

さらに、委員から、問題点として、まず設計コンサルタントとのコミュニケーション不足、そして設計コンサルタントからの提案や意見をコントロールできない県の技術職員の技術力不足があると考えているので、施工に影響が出ないよう、職員の技術力を上げるような努力をしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、私立中学高等学校修学旅行支援事業について、修学旅行等を延期した場合の追加費用に対する助成とは具体的にどのようなことかとの質疑があり、執行部から、私立の中学校、高校において予定されていた修学旅行が新型コロナウイルスの影響により中止や延期となった場合の旅行会社に対するキャンセル料等について、学校側の負担が軽くなるよう、その2分の1を助成するものであり、修学旅行をできるだけ実施する方向で考えていただけるよう、このような助成を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、天草エアラインについて、新型コロナウイルスの影響もあり非常に経営が厳しいということだが、それ以前から10年以上赤字が続いていると認識している一方で、地域の交通インフラとしての必要性も十分認識している、県としては、今後どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、今回の補正予算については、鉄道やバスなどへの支援と同様、筆頭株主として、厳しい経営環境に対する安定的な運航の支援のため計上している、また、今後の将来的な展望としては、地域にとって必要なものという認識の下、会社として努力してもらっただけでなく、県としても、地元市町などと協力して、中期経営計画で位置づけられた取組をしっかりと行っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、空港アクセス鉄道について、黒字を前提に計画を進められているが、肥薩おれんじ鉄道や天草エアラインと同様に、当初の計画では黒字となっていたものが赤字となり、税金を投入することになった場合、県はその責任を将来的にどうやって負う考えなのかとの質疑があり、執行部から、国に対して手厚い補助を要望しており、また、利用者数の増加に向けた取組による増収を図るなど、引き続き努力していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、アクセス鉄道の利用者がホテルを利用する場合、熊本駅周辺にはホテルが少なく、熊本市中心部のホテルに行くためには新水前寺駅で市電への乗換えが必要となるが、県は、空港利用者の宿泊場所をどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、現状の宿泊施設は、熊本市中心部に集中しているが、熊本駅周辺も開発が進みつつある、また、県外からの利用者にとって、鉄道は信頼性が高く、

安心感もあるため、利便性を高めることにより利用者を拡大していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について、地域対策特別委員会でも議論になり、昨年度の包括外部監査報告書でITガバナンスと情報システムの有効性というテーマの下で指摘されているとおり、今後、情報戦略を全庁的に統一して進める体制を構築することが求められると思うが、どのような検討が行われているのかとの質疑があり、執行部から、包括外部監査での指摘も踏まえて、最終的に何をDXでやっていくかが一番重要であるため、企画振興部と総務部で、こういった形がいいのか、民間の人材の登用や組織体制も含めて検討しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、情報化の取組については、他県に比べてここ数年は遅れており、企画振興部と総務部、さらに全庁的に取り組み、県庁の組織文化、仕事の文化をも変えるというところまで考えるならば、きちんとした部署を早めに設置する必要があると思うので、しっかり対応してほしいとの要望がありました。

## 厚生常任委員会

### 【先議分】

委員から、県民広域接種センターについて、設置場所は、グランメッセ熊本と言われているがそのとおりか、また、1日に接種する患者数はどの程度を考えているのかとの質疑があり、執行部から、場所については、グランメッセ熊本を予定しており、1日の接種能力については、平日は500人から1,000人程度、土日は1,000人から2,000人程度を予定しているとの答弁がありました。

次に、委員から、職域接種が始まっているが、中小企業や事業規模が小さい団体などにも対応できるような仕組みはつくれないか、また、その前提として接種券が必ずいるのかとの質疑があり、執行部から、個人による予約枠に加えて、小規模の企業や団体等を対象にした団体予約枠を設ける方向であり、接種券を持っている方を対象とするよう考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、接種を希望する方に対し、できる限りスムーズに接種してほしい、また、接種をしない方に対して、企業や団体の中で、差別や不利益がないように指導をしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県民広域接種センターの対象者は、熊本県全域の方か、また、無償で接種できるかとの質疑があり、執行部から、熊本県全域の方を対象と考えており、費用は無償であるとの答弁がありました。

### 【後議分】

委員から、自殺予防等対策推進事業について、県内における自殺者の数と自殺の原因の内訳はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、警察庁の統計によると、昨年1年間の自殺者数は、全国的に10年ぶりに増加しており、県内でも16人増加し、296人となっている、また、自殺の原因は、本人が死亡しており、明確なものは分からないが、警察統計の分類によると、健康問題が47%で一番多く、次に経済生活問題の17%、家庭問題の14%と続いているとの答弁がありました。

さらに、委員から、コロナ感染拡大が続いていくと、経済的な問題も続いていくと思われるので、SNSや電話での相談窓口の増員などの対策を着実に進めるとともに、様々な場面で、多くの県民のコロナ禍による経済的な困窮を拾い上げ、自殺につながらないような仕組みをつくってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県民広域接種センターの優先接種について、どのような考え方で進めるのかとの質疑があり、執行部から、団体予約枠の中で優先接種を決めており、高齢者・障害者の居宅サービス事業所の従事者、乳幼児・児童生徒に接する保育士・教職員、治安を守る警察官、感染防止対策の認証店などを優先することとしている、また、市町村にも、この優先接種の考え方を基に、市町村における優先接種の対象を検討していただくようお願いしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、ワクチンの接種者数の情報は、県からも、感染者の状況等と併せて発信してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県民の関心の高い情報については、積極的な発信が重要と思うので、日頃から積極的な情報発信を行い、何かあったときには県のホームページにアクセスすれば解決できるようにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、65歳以下の知的・精神障害者の方のワクチン接種について、高齢者施設と同様に、体制が整うならば、障害者施設内での接種を可能してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、歯科保健対策の推進に関する施策の報告に関連して、条例制定後、小学校ではかなり改善がみられるが、本県の1歳6か月児、3歳児の虫歯有病者率は全国で低位という状況を改善するため、若い親への啓発活動をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、若い保護者への意識づけのため、産科医療機関におけるチラシやポスターによる妊娠期からの周知啓発や、在宅歯科衛生士の研修により、市町村と連携して乳幼児期からの働きかけを行っているが、今年度は、虫歯有病者率が悪化した保健所管内での重点的な対応を支援していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、若い世代は、ネットから情報を受け取るなど情報を受け取る経路が変わってきているので、世代に応じた情報発信ということも考えて、施策を実施してほしいとの要望がありました。

## 経済環境常任委員会

### 【先議分】

委員から、今回の協力金の額について、どのような基準で算定しているのかとの質疑があり、執行部から、売上高等に応じて、まん延防止等重点措置適用期間の単価の下限は日額3万円であったが、今回は、適用を受ける以前と同じ日額2万5千円を単価の下限としているとの答弁がありました。

さらに、委員から、医療を守る行動強化期間は、熊本市の病床使用率が20パーセントを下回ることが確実に見込まれたら前倒しで解除するということだが、確実に見込まれるとはどういう状態のことを想定しているのかとの質疑があり、執行部から、健康福祉部で入退院の状況や病床使用率の下がり方の状況を踏まえて判断されると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、今回の協力金の負担割合について、どのようになっているのかとの質疑があり、執行

部から、負担割合は、国8割、県1割、熊本市1割である、県負担分は国のコロナ臨時交付金を充てることとなるため、財源内訳としては、国庫支出金が9割となっているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の協力金は、何店舗分として積算しているのかとの質疑があり、執行部から、熊本市内の酒類提供飲食店4,400店舗で積算しているとの答弁がありました。

次に、委員から、この協力金をなるべく早く支払うことができるような体制をお願いしたいとの要望がありました。

#### 【後議分】

委員から、第六次熊本県環境基本計画に関連して、ゼロカーボン是一種の国際公約となっており、これに対応して時流に乗れる企業がある反面、対応できない企業等が出てくると考えられるが、今後どのように対応していくのかとの質疑があり、執行部から、7月から県内の主要企業と一緒にCO<sub>2</sub>削減に向けた勉強会を開催することとしており、この中で、大手企業の取組を共有して、地元企業に波及させるほか、事業計画書制度を見直して、更新時期を迎えたボイラー等の設備の電化や省エネ化を図っていくなど関係各部とも連携しながら全庁挙げて取り組んでいきたい、また、CO<sub>2</sub>削減は、気候変動から県民生活を守るだけでなく、削減を進めるに当たって、技術革新なども伴うことから、企業にとっては新たなビジネスの創出にもつながると考えている、今後の取組を模索している企業も多いため、金融機関とも連携しながら、地域経済の活性化にもつながる成功事例をつくっていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、環境面を強調すると、事業者にとって制約が大きくなるという誤解も出てくると思うので、新たな産業のチャンスでもあることを示しながら、全庁的に連携して進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、第六次環境基本計画について、県の気候変動適応センターを設置するとあるが、どのような形でいつ頃設置するのかとの質疑があり、執行部から、例えば、既に農業研究センターや水産研究センターなどで、分野ごとに研究等を行っている状況であるため、どのような形が最も合理的かということも含め、設置に向けて検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、気候変動適応センターは、県庁横断的にいろいろなことをやっていく重要な組織だと思うので、しっかりと検討し、早く体制を整え、専門分野をしっかりとまとめるセンターとして機能するようにお願いするとの要望がありました。

次に、委員から、事業継続・再開支援一時金事業について、国の月次支援金と県の一時金は、売上減少率以外の支給要件は同じなのかとの質疑があり、執行部から、県の一時金は、国の月次支援金に沿って内容を検討しているため、基本的には支給要件は同じであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回の一時金について、対象として、どのくらいの事業者を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、県の一時金については、4,700事業者程度を見込んでいるほか、酒類販売事業者への上乗せ支援として800事業者程度を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、「くまもと再発見の旅」事業について、クーポン券が利用できる飲食店は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る県の認証制度の認証を受けた店舗に限るのか、また、クーポン券配付の具体的な要件はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、クーポン券の利用ができる飲食店

については、県の飲食店感染防止対策認証制度に基づく認証を受けることを条件としているが、認証手続に時間がかかるため、申請手続中の店舗も対象としている、また、クーポン券については、「くまもと再発見の旅」事業を使って、6,000円以上の宿泊旅行又は日帰り旅行を行った方に対して、一律2,000円分を配付することとしているとの答弁がありました。

## 農林水産常任委員会

委員から、収入保険加入緊急支援事業について、コロナ対応臨時交付金を活用した保険料の助成ということだが、新規加入者への具体的な助成内容はどうなっているのか、また、国からのコロナ対応臨時交付金が今後継続するかどうか分からない中で、次年度以降の助成をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、新規加入者については、県農業共済組合が行う保険料の助成に対し、上限6万円まで保険料の3分の1相当を助成するよう制度設計している、本年度は、加入目標として、2,800経営体までの約700件の増加を見込んでおり、まずはその達成に向けて努力した上で、目標の達成状況を踏まえて、国への要望を行っていききたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ぜひ継続的に支援してほしい、また、本制度は、保険料が高くて入れないといった潜在的な問題点があると思うので、制度設計も含めてしっかり議論し、国に要望してほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、収入保険制度の充実は、家族農業を守るためにもぜひ必要であるが、今後、保険料率が11%程度上がると聞いており、加入するにはハードルが高いと感じている、負担増となることについてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本制度は、平成31年1月から始まったばかりで、改善の余地はあると考えているが、加入内容次第では掛金を大幅に減らせることや、保険料の分割払いが可能で、つなぎ融資も受けられるというメリットを強く周知しながら進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、収入保険制度は、農業者のセーフティーネットになってくると思うので、できるだけ加入を促進し、安定して経営ができるように取り組んでほしい、また、デメリットばかりと思われなようにメリットもしっかり周知してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産農林水産物等緊急流通対策事業について、県産の水産物を消費してもらうための県独自の取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、これまで、県内の鮮魚店は地産地消協力店となっていなかったが、新たに協力店として参加してもらい、県内の各家庭での消費促進を図るとともに、県外に向けては、九州管内を中心として、量販店での消費促進のためのフェアを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、国による新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴い影響を受けた農林漁業者の支援金について、農林漁業者に対してどのように周知を行っているのかとの質疑があり、執行部から、各所管課が把握している関係団体に対し、各所管課を通じて周知しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、かなり困っている農林漁業者がおられるので、知らなかったということがないように周知徹底を図ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、碓江地区農村地域防災減災事業の工事請負契約の変更に関連して、排水機場は、事業完了後、地元の土地改良区等に移管するのか、また、機械設備については、地元に移管した後もメンテナンスしやすい汎用性のあるもので施工できないかとの質疑があり、執行部から、排水機場の管理は、基本的に市町村に移管することになっており、今回の排水機場についても同様に扱うことになる、また、特注品となる排水機場のポンプ設備について、今回は、比較的小型のものに変更しており、以前より扱いやすくなっているが、メンテナンスについては、やはりメーカーの技術が必要であり、市町村のほうで保守契約等を結んでいただくことになるので、その点で、市町村からお問合せ等があれば、県としても、相談に乗るなど、しっかり対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県が排水機場や用水の堰を造るに当たり、事業完了後の管理が市町村や土地改良区に移管されるのであれば、工事契約締結の際に、将来の保守契約や維持管理費用の面も含めて考えてほしいとの要望がありました。

## 建設常任委員会

委員から、昨年度予算からの繰越明許費と事故繰越の総額が1,035億円余と昨年度の約1.9倍に増えていくとのことだが、来年度への事故繰越は増えることになるのかとの質疑があり、執行部から、昨年度予算からの繰越明許費が1,017億円余あり、来年度への事故繰越が増えるのではないかと危惧しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、熊本地震の際には、財務省が事故繰越の手続の簡素化を容認した経緯があるが、今回は財務省に対して、県はどのような協議をしているのかとの質疑があり、執行部から、現時点では、例えば令和2年7月豪雨災害分の取扱いについての財務省との協議は行っていない、県としては、未契約繰越し分の発注について、上半期にまずは8割の契約という内部目標を設けて取り組んでおり、発注をできるだけ頑張った上で、財務省とは適宜相談していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の変更について、週休2日工事の取組による増額ということだが、当初設計で週休2日という設計ではないのかとの質疑があり、執行部から、災害等の緊急的な工事を除き、全て週休2日制の対象工事として発注しており、県と受注業者で協議の上、実際の週休2日の形態や実施状況に応じて、経費を補正し、適正な金額に変更することとしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、最近の夏の暑さは厳しいので、今後夏を挟んで発注する工事については、週休2日で発注し、現場から工期が足りないといった協議があった場合には週6日の工事をすることができるような発注の仕方をしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、街路整備事業費の債務負担行為の設定について、令和5年度の限度額が0円となっているが、具体的に説明してほしいとの質疑があり、執行部から、道路整備に伴う工場の移転に係る債務負担行為であり、移転に3年を要し、支払いは、当初契約時の1年目と、移転が完了し、更地になった土地

の引渡し後の3年目に発生し、2年目の令和5年度は、移転中のため支払いがなく、0円となるとの説明がありました。

次に、委員から、新広域道路交通計画について、新計画における熊本都市圏の渋滞解消については、渋滞解消のための熊本都市圏都市交通マスタープランと重なる部分が多いと思うが、これらの整合性はどうかとの質疑があり、執行部から、新計画で熊本都市圏に新たに位置づけた3つの高規格道路ができることによって、人や物の流れが大きく変わると考えているが、ルートや事業主体が決まっていないため、マスタープランと重なる部分が明らかになっていないので、早期にルート等を決定した後に、既存の都市計画道路との関係等を整理したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、新計画に掲載された構想路線について、新計画の公表以降、道路整備を要望していた期成会等から、要望していた道路と重なっているのか否かというお尋ねを受けるが、新計画での構想と要望されていた道路の構想とはどのようにつながっているのか説明してほしいとの質疑があり、執行部から、新計画で構想路線とした道路は、広域的な道路ネットワークの一部として、大きな役割を果たすことを期待しているが、現時点では個別具体的に役割や課題、効果等が整理できておらず、今後、構想路線から広域道路へのステップアップに向けた検討においては、既存道路も含めた検討が必要と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、新計画は、国、県、熊本市の三者で協議をして策定したものであり、よいチャンスと考えるが、検討すると言うだけでなく、方向性や取り得る手法などを早く示してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、新聞報道があったソニーの仮称第二原水工業団地への進出により、数千人規模の通勤者が増加すると思われるが、その渋滞対策の計画はあるのかとの質疑があり、執行部から、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策として、昨年度、県道新山原水線等を含む都市計画道路菊陽空港線の都市計画決定を行い、今後、菊陽町とともに道路整備に着手する予定としており、その整備完了により渋滞緩和につながるかと考えているとの答弁がありました。

## 教育警察常任委員会

委員から、「第4回アジア・太平洋水サミット」宿泊手配等業務委託について、サミットには、参加国の首脳、皇室の方々等が出席されるということで、大がかり、ハイレベルな警備になるとと思われるが、全国から何人の警察官が熊本に来るのかなど、警備の概要を教えてくださいとの質疑があり、執行部から、会議の詳細な日程等がまだ判明しておらず、現時点で、体制的なことを含め警備の概要については申し上げることはできないが、平穏な会議開催に向けて警備体制に万全を期したいとの答弁がありました。

次に、委員から、警察活動感染症対策事業費について、どのような感染症対策に使われているのかとの質疑があり、執行部から、警察署における消毒液の配置、防護服等の資機材の購入等が主な事業であるとの答弁がありました。

次に、委員から、教育委員会の繰越明許費について、コロナ禍や7月豪雨などの外的要因があったとは

いえ、令和2年度からの繰越額がかなり多く、子供たちが困らないように少しでも予算執行につながるよう努力すべきと思うが、どう考えるかとの質疑があり、執行部から、令和2年度は、コロナの影響で肉付け予算が9月となったこと、経済対策等で国の補助を2月補正で計上したことなどから、繰越額が多くなったが、今後も子供たちの教育環境をいかに早く確保するかを念頭に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、2件の財産の取得について、県立高校を約半数ずつに分けて、教育用端末等を購入することになっているが、大型提示装置の購入数に約60台の差があるのはなぜかとの質疑があり、執行部から、今回の調達は、端末の台数をベースに学校を分けていることに加え、大型提示装置については、既に先行して一部導入している学校もあることから差が生じているとの答弁がありました。

次に、委員から、育英資金に係る訴えの提起について、裁判所に提起するまで、ルールにのっとり県から何度も催告状を送るなど、対応は以前と変わらないのかとの質疑があり、執行部から、お尋ねのとおり変わっておらず、その上でより丁寧に対応しているとの答弁がありました。

次に、委員から、学校建設費の県立高等学校施設整備費について、代替整備が行われる矢部高校のトラクター練習場は免許取得のためにあるのかとの質疑があり、執行部から、そこで免許を取得できるということではなく、農業の担い手を育成する上では、トラクターの操作のスキルを高めていくことが望まれることから、免許を取るための実技の練習をする環境を整備するものであるとの回答がありました。

## 有明海・八代海再生及びゼロカーボン社会推進特別委員会

本委員会に付託されました請願は、請第29号「有明海再生の根源的な解決を図るために、国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書」の提出に関する請願であります。

請願の内容は、本年4月28日、国営諫早湾干拓工事による潮受け堤防排水門の開門確定判決に対する国による請求異議訴訟の差戻を審理する福岡高裁が、当事者双方に対して示した和解協議の提案である「和解協議に関する考え方」を、国が受け入れることを求める意見書を、国に提出するよう求めるものです。

これにつきまして、執行部から、今回の和解協議については、この訴訟における第6回口頭弁論後に、非公開の場で、福岡高裁から、原告である国と被告である漁業者側双方に対し、書面で提案が示されたと報道されたものであること。また、この情報に関しては、当事者である漁業者側弁護団が記者会見で明らかにしたものであるが、国側は、非公開の場での協議内容は明らかにできないとしており、福岡高裁が示したとされる和解協議の内容を客観的に把握することができないとの説明がありました。

これに対し、委員から、和解協議の提案に関しては当事者のみに非公開の場で示されたものであるため、その内容も不明であり審議の行いようもないとの意見があり、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすることに決定しました。